

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会 報告書の概要と今後の対応

1 検討対象物質

三酸化二アンチモン

2 検討の経緯

平成27年8月12日に公表された「化学物質のリスク評価検討会報告書（平成27年度 第1回）」において、三酸化二アンチモンについては、健康障害防止措置の検討を行うべきと評価された。これを受けて「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」において、講ずべき具体的な措置の検討を行った。

3 検討手順

検討に当たっては、業界団体からのヒアリング結果などを踏まえ、健康障害防止措置の具体的な内容、規制による影響を検討した。

4 検討結果

＜三酸化二アンチモン＞

三酸化二アンチモンとこれを含む製剤その他の物を「特定化学物質障害予防規則」（以下「特化則」という。）の「管理第2類物質」※に指定し、事業者に対して、これらを製造し、または取り扱う業務について、発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施などを義務付けることが必要である。ただし、三酸化二アンチモンの製造炉等に付着した物のかき落とし作業及び製造炉からの湯出し作業については、粉じんを減少させるための全体換気装置等（除じん装置を付設）を設置した上で、呼吸用保護具の使用、粉じんの付着しにくい作業衣等の着用などの特殊な作業等の管理が必要である。さらに、作業場内に堆積した粉じん等からの二次発じんを防止するため、毎日1回以上の清掃及び付着物除去前の保護具等の持ち出しの禁止の措置が必要である。

また、三酸化二アンチモンの有害性を勘案し、三酸化二アンチモンとこれを含む製剤その他の物を特化則の特別管理物質に指定し、事業者に対して、作業の記録の保存（30年間）などを義務付けることが必要である。

※ 管理第2類物質

がんなどの慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気または粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置等を必要とする物で、大量漏洩による急性中毒のリスクが低い物質。

5 今後の対応

この報告書を受けて、厚生労働省では、関係法令の改正を予定している。